

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

平成21年4月10日

(目的)

第1 この要領は、津市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者で、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下のもの(以下「請負者」という。)が、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)及び「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の拡充について」(平成20年10月17日付け国総建第199号、国総建整第156号)に基づく「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(下請セーフティネット債務保証事業)」(以下「下請セーフティネット債務保証事業」という)並びに「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)に基づく「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における津市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に基づく、工事請負代金に係る債権譲渡の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2 津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱第1条に規定されている工事(次の各号に掲げる工事を除く。)を対象とする。

(1) 下請セーフティネット債務保証事業の場合

ア 工期が複数年度にわたる工事(債務負担行為として定められた工事の最終年度で、当該年度内に工事の完了が見込まれるもの及び繰越明許、事故繰越により前年度から繰り越された工事で、当該年度内に工事の完了が見込まれるものを除く。)

イ 津市が損害保険会社等の役務的保証を付保させた工事

ウ 低入札価格調査を受けた工事

エ その他請負者の施工する能力に疑義が生じているなど津市が債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(2) 地域建設業経営強化融資制度の場合

ア 工期が複数年度にわたる工事その1(債務負担行為として定められた工事の最終年度で、当該年度内に工事の完了が見込まれるもの及び繰越明許、事故繰越により前年度から繰り越された工事で、当該年度内に工事の完了が見込まれるものを除く。)

イ 工期が複数年度にわたる工事その2(債務負担行為として定められた工事で、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの及び繰越明許、事故繰越により前年度から繰り越された工事で、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事を除く。)

ウ 津市が損害保険会社等の役務的保証を付保させた工事

エ 低入札価格調査を受けた工事

オ その他請負者の施工する能力に疑義が生じているなど津市が債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分

払金及び当該工事請負契約により発生する津市の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、債務負担行為として定められた工事で、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの及び繰越明許、事故繰越により前年度から繰り越された工事で、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事の場合は債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。この場合、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った当該工事請負代金額も控除することに留意するものとする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該約款第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の津市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 津市と請負者との間の当該工事請負契約において、請負代金に増減が生じた場合には請負者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知することとする。

3 変更契約等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

(債権譲渡先)

第4 津市が承認を行う債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度に係る請負者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡の承認をすることのできる期間)

第5 当該工事の出来高が全体工事の2分の1以上(ただし、債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高が2分の1以上)に到達したと認められる日以降で、約款第32条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

(債権譲渡の承諾手続)

第6 津市は、債権譲渡の承諾に当たっては、請負者から次の申請書類等を提出させるものとする。

(1) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合

ア 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式の1) 3通

イ 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書(第2号様式の1又は第2号様式の2)の写し 1通

ウ 工事履行報告書(第3号様式) 1通

エ 工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

オ 発行日から3ヶ月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通

(2) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合

ア 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式の2(第2(2)イに定める工事にあつては、債権譲渡承諾依頼書(第1号様式の3)) 3通

- イ 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（第2号様式の3）の写し 1通
 - ウ 工事履行報告書（第3号様式） 1通
 - エ 工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
 - オ 発行日から3ヶ月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通
- 2 前項の申請書類等の提出があったときは、津市は次の各号の内容を確認の上、確定日付を付して、前項(1)の場合は、債権譲渡承諾書（第1号様式の1）により、前項(2)の場合は、債権譲渡承諾書（第1号様式の2）（ただし、第2(2)イに定める工事にあつては、債権譲渡承諾書（第1号様式の3））により請負者及び債権譲渡先の双方に債権譲渡承諾書を交付するものとする。なお、債権譲渡承諾依頼書1通は保存し、債権譲渡承諾書の写しをとるものとする。
- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度による融資を受けるためのものであること。
 - (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
 - (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- 3 請負者及び債権譲渡先は、津市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて津市に融資実行報告書を提出するものとする。
- 4 請負者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに津市に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。
- 5 津市は、債権譲渡の申請、承諾及び融資実行等の状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾手続）

第7 津市は、申請に係る工事が第2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、津市は承諾を行わない旨を速やかに請負者及び債権譲渡先に理由を付した通知書を交付するものとする。

（下請セーフティネット債務保証事業利用時における下請保護方策）

- 第8 請負者は債権譲渡先より下請セーフティネット債務保証事業による融資を受ける際には、当該工事に関する融資申請時までの下請人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請人等への支払計画書等を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとする。
- 2 津市は、債権譲渡の承認を行うに当たり、請負者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、次の各号のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、津市は関与しないものとする。
- (1) 請負者が倒産により下請人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が津市から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、請負者に代わって下請人等へ代金を支払う旨の特約が定められていること。なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法を勘案して、元請負人と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、津市は関与しないものとする。
 - (2) 請負者が倒産により下請人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が津市から受け取る当該工事請負代金額から請負者への貸付金を精算の上、残余の部分

を請負者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、前項の融資時に下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、債権譲渡先が津市から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、請負者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が請負者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。これらの際、(1)又は(2)の措置を講じるときは債権譲渡契約証書(第2号様式の1)が、ただし書による措置を講じるときは債権譲渡契約証書(第2号様式の2)が使用されていることを確認することとする。

(工事出来高確認への協力)

第9 債権譲渡先が請負者への融資審査を行うに当たり、工事出来高確認協力依頼書(第5号様式)の提出があった場合は、津市は工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを承認するものとする。

(被担保債権)

第10 譲渡債権が担保する範囲は次の各号のとおりとする。

(1) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合

本事業に係る譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金及び請負者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(2) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該請負者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該請負者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(工事請負代金の支払)

第11 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、請求書(第6号様式)を提出するものとする。

2 債権譲渡が行われた場合には、請負者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款に定める前金払、中間前金払及び部分払(ただし、第2(2)イに定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできないものとする。

(その他)

第12 工事請負代金債権の債権譲渡は、健全な請負者が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡を申請したことをもって、請負者の経営状況が不安定であるとみなし、また入札の参加等で不利益な取扱いをするものではない。

2 債権譲渡によって、請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

3 下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月10日から施行する。ただし、地域建設業経営強化融資制度に係る規定については、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則（平成23年2月1日）

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。